

## 実質化された人・農地プラン

市町村名	対象地区名(地区内集落名)	作成年月日	直近の更新年月日
松本市	里山辺地区 (藤井、上金井、薄町、兎川寺、南小松、林)	令和3年2月19日	令和6年4月1日

### 1 対象地区の現状

①地区内の耕地面積(市街化区域、再生利用が困難な区域を除く)	177.6 ha
②アンケート調査等に回答した地区内の農地所有者又は耕作者の耕作面積の合計	150.4 ha
③アンケート調査時の地区内における70才以上の農業者の耕作面積の合計	115.7 ha
i うち後継者未定の農業者の耕作面積の合計	39.1 ha
ii うち後継者について不明の農業者の耕作面積の合計	26.0 ha
④地区内において今後中心経営体が引き受ける意向のある耕作面積の合計	7.5 ha
(備考)	

注1:③の「〇才以上」には、地域の実情に応じて、5~10年後の農地利用を議論する上で適切な年齢を記載します。

注2:④の面積は、下記の「(参考)中心経営体」の「今後の農地の引受けの意向」欄の「経営面積」の合計から「現状」欄の「経営面積」の合計を差し引いた面積を記載します。

注3:アンケート等により、農地中間管理機構の活用や基盤整備の実施、作物生産や鳥獣被害防止対策、災害対策等に関する意向を把握した場合には、備考欄に地区の現状に関するデータとして記載してください。

注4:プランには、話合いに活用した地図を添付してください。

### 2 対象地区の課題

管内新規就農者、若手担い手が引き受ける意向のある優良樹園地の確保が必要。一方で水田利用については、後継者不足による担い手確保が困難と予想、更に構造改善未整備地域では、作業受託組合(ファームワーク山辺)への作業委託も困難であり、今後、農地の受け手の確保又は、集積と共に果樹園(ぶどう園)等への品目転換が必要となる。

更に市街化調整区域が混在化しており、「人・農地プラン」対象区と対象外区との色分けが進む。

注:「課題」欄には、「現状」を基に話合いを通じて提示された課題を記載してください。

### 3 対象地区内における中心経営体への農地の集約化に関する方針

果樹地帯については、中心経営体である認定農業者が担うほか、規模拡大を希望する新規就農者への農地集積を積極的に進める。

今後、土地利用型農業から果樹園等への品目転換を促し優良樹園地形成を進め産地の維持拡大を目指す。

水田利用は、地区農業再生協議会の方針による、ブロックローテーション(麦・そば)を継続しつつ、生産調整を進める。遊休農地防止の観点から、作業委託が困難な立地の圃場は集落内で担う意識づけと対応を進め、それ以外の圃場については中心経営体への受入れを促進する事により対応を行う。

#### 4 3の方針を実現するために必要な取組に関する方針(任意記載事項)

##### 農地中間管理機構の活用方針

「人・農地プラン」対象地域(藤井、上金井、薄町、兎川寺、北小松、南小松、林)を重点地区とし、将来の経営農地の集約化を目指し、農地所有者は出し手・受け手にかかわらず、原則として農地を機構に貸付けていく。

中心経営体が病気や怪我等の事情で営農継続が困難になった場合には、農地バンク機能を活用し、農地の一時保全管理や新たな受け手への付け替えを進める事ができるよう、機構を通じて中心経営体への貸付けを進めていく。